

コンピュータネットワーク利用に関する校内規定

由利本荘市立石沢小学校

(本規定のねらい)

1. この規定は、由利本荘市立石沢小学校（以下「本校」という）におけるコンピュータネットワークの利用に関し、必要な項目を定めるものとする。

本校はコンピュータネットワークの利用に際し、以下に定める規定に基づき、運用するものとする。

(コンピュータネットワーク利用の基本)

2. 本校において、コンピュータネットワークを利用するにあたっては、児童および関係者の個人情報の保護に務めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、ふるさと学習の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進に寄与するよう務めなければならない。

(コンピュータネットワークの主な利用形態)

3. コンピュータネットワークの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。

(1)情報の発信

特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のWebページで発信する。

(2)情報の受信

学校のWebページに対する意見等を広く一般から受信する。

(3)情報検索および収集

Webページ、電子メールを使用して学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

(4)教材作成

Webページ、電子メールを使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して教材作りに活用する。

(個人情報の発信とその範囲)

4. コンピュータネットワークを利用して児童の個人情報を発信する場合は、本人の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。

5. コンピュータネットワークで発信する児童の個人情報は、次の各項に定めるところによる。

(1)氏名

原則としてフルネームは使わない。ただし、教育活動上フルネームを使う必要がある場合は、この限りではない。

(2)意見・主張等

児童の意見、考え、主張等については教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

(3)写真

児童の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。ただし、電子メール等で相手が特定される場合は、教育上の必要に応じて個人写真を使うことができる。

(4)その他の個人情報

住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

(教師による指導の徹底)

6. コンピュータネットワークを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童情報モラルの涵養を図るものとする。
7. 児童がWebページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て外部に発信することを徹底するものとする。

(セキュリティ)

8. コンピュータネットワークを利用するにあたっては、個人情報およびデータ等の保護に務めるものとし、セキュリティについて以下のことを徹底する。
 - (1) コンピュータネットワークの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトセキュリティ機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう務める。
 - (2) 校内LANに接続する場合には、外部パソコンと校内LANとの間にネットワーク接続されたLAN内のセキュリティを保つためのソフトウェア等を設け、校内LANへ外部からの違法な侵入を防ぐこととする。
 - (3) 個人情報を含むデータは十分にセキュリティ面を考慮したサーバーに置くか、もしくはFD、CD-R等のリムーバブルな媒体に保存して管理し、外部のネットワークから閲覧できないようにする。
 - (4) ウイルス(コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の被害を予防するため、最新のワクチン(ウイルスを発見し、駆除するために作られたソフトウェア)によるウイルス検査を定期的実施する。

(リンク)

9. 本校Webページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、学校長の同意の上認める旨をWebページ上に明記する。
10. 本校のWebページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(ネットワーク管理者)

11. 本校の定めるサーバー内にある、学校のWebページに掲載された情報について学校長は責任を負う。
 - (1) 学校長はコンピュータネットワークの利用の適正を図るため、別にコンピュータネットワーク管理者をおくものとする。
 - (2) ネットワーク管理者は、本校職員の意見を取り入れながら、学校のWebページを作成する。
 - (3) ネットワーク管理者は、コンピュータネットワークの接続に必要な環境の設定に務める。

(コンピュータネットワーク利用規定の見直し)

12. 学校教育におけるコンピュータネットワーク利用の進展にともない、この校内規定に示した事項の見直しの必要性が生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しをおこなうものとする。

(Webページ上での規定の明記)

13. 本規定を学校のWebページ上で必ず明記するものとする。

この規定は、2008年 3月1日から適用する。